

(別記様式第1号)

| | |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和7年度 |
| 計画主体 | 勝浦町 |

勝浦町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 勝浦町役場 農業振興課
所在地 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3
電話番号 0885-42-1505
FAX番号 0885-42-3028
メールアドレス nougyo@town.katsuura.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|---------------------------------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、サル、シカ、カラス、ノウサギ、ハクビシ、タヌキ、カワウ、アナグマ |
| 計画期間 | 令和8年度～令和10年度 |
| 対象地域 | 勝浦町（全域） |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|---------|------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | みかん（露地） | 218万円／34a |
| シカ | みかん（露地） | 603万円／94a |
| 計 | | 821万円／128a |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

| |
|--|
| <p>イノシシ・シカについては、みかんの木の葉や幹の皮等の食害が通年で発生しており、本町の被害の大部分を占めている。</p> <p>サルについては、季節的に耕作地へ出てくる目撃情報が多数あり、住宅地へ出没するなど、人への危害が懸念される。</p> <p>小型鳥獣（ノウサギ、タヌキ、アナグマ）については、被害は少ないものの、食い荒らし等の食害が散見される。</p> |
|--|

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（6年度） | | 目標値（10年度） | |
|------|----------|-------|-----------|-------|
| | 面積 | 金額 | 面積 | 金額 |
| イノシシ | 34a | 218万円 | 31a | 196万円 |
| シカ | 94a | 603万円 | 89a | 573万円 |

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|-------------------------------------|
| 捕獲等に関する取組 | 本町猟友会の全面的協力を得ながら予察捕獲を行うなど、年間を通じた捕獲体制の構築を図っている。 | 狩猟者の高齢化が顕著である。狩猟免許取得者の拡大等の対策が急務である。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 町単独事業で50m以上の防護柵設置は、材料費の2分の1を補助している。 また、国の交付金等支援を活用して、集落単位で柵の設置に取り組んでいる。 | 平地に比べて、労力負担が大きい山間部の防護柵整備が進んでいない。 |
| 生息環境管理その他の取組 | 県との共同調査によりサル等の群れの行動調査を実施している。 | 特になし |

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

捕獲体制については、今後も猟友会と連携して取り組んでいくとともに、若年層の狩猟免許取得を推進する。防護柵整備についても、集落単位での設置を積極的に推進し、状況に応じて柵の正しい張り方等の現地指導も実施する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会と協力して、当地域に適した後継者育成・捕獲体制強化などについて協議しながら取り組み、捕獲時の安全管理も徹底する。
また、導入中の監視センサーを積極活用し、労力軽減し効率的な捕獲を目指す。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|----|-----------|--|
| 8 | イノシシ、シカほか | 狩猟免許取得推進による鳥獣捕獲担い手の確保を行う。 狩猟者の育成を目的として、一斉捕獲を行うことで捕獲技術を継承していく。 |
| 9 | イノシシ、シカほか | 狩猟免許取得推進による鳥獣捕獲担い手の確保を行う。 狩猟者の育成を目的として、一斉捕獲を行うことで捕獲技術を継承していく。 |
| 10 | イノシシ、シカほか | 狩猟免許取得推進による鳥獣捕獲担い手の確保を行う。 狩猟者の育成を目的として、一斉捕獲を行うことで捕獲技術を継承していく。 |

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| |
|---|
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| 令和4～6年度の3期捕獲実績の平均捕獲数や増加率を見込んで設定。シカについては、近年増加傾向であるため、令和4～6年度の捕獲数の増加率で設定した。 |

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|--------|-------|--------|
| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| イノシシ | 330 | 330 | 330 |
| シカ | 750 | 810 | 880 |
| サル | 20 | 20 | 20 |
| タヌキ | 310 | 310 | 310 |
| ハクビシン | 150 | 150 | 150 |
| ノウサギ | 60 | 60 | 60 |
| カラス | 130 | 130 | 130 |
| カワウ | 10 | 10 | 10 |
| アナグマ | 100 | 100 | 100 |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| |
|---|
| 捕獲等の取組内容 |
| 猟友会と協力しながら、予察捕獲実施計画に基づいて捕獲班を編成し、町内一円で安全面に考慮して捕獲活動を実施する。 |
| わな等の捕獲手段 : くくりわな、箱わな |
| 捕獲の実施予定時期 : 通年 |
| 捕獲予定場所 : 勝浦町内一円 |

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

| |
|--|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 高齢者も多い当猟友会においては、労力負担が大きい山間部という地形も影響し、野生鳥獣に一定距離まで近づくのは困難な場合が多いため、長距離射程が可能なライフル銃による捕獲は必要である。 |
| 捕獲手段 : 銃所持許可者で捕獲班を編成し捕獲する |
| 捕獲の実施予定時期 : 通年 |
| 捕獲予定場所 : 勝浦町内一円 |

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

| | |
|------|------|
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 該当なし | 該当なし |

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------------------|--|--|--|
| | 8年度 | 9年度 | 10年度 |
| イノシシ シカ サル | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵設置普及 ・ ネット、電気柵等 ・ L=3,500m ・ 集落からの要望箇所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵設置普及 ・ ネット、電気柵等 ・ L=3,500m ・ 集落からの要望箇所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵設置普及 ・ ネット、電気柵等 ・ L=3,500m ・ 集落からの要望箇所 |

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| イノシシ シカ サル | 侵入防止柵の効果を維持するため、地域住民と協同で適正に管理する。 | 侵入防止柵の効果を維持するため、地域住民と協同で適正に管理する。 | 侵入防止柵の効果を維持するため、地域住民と協同で適正に管理する。 |

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|--------|------------------|--|
| 令和8年度 | イノシシ シカ サル | 研修会や広報活動等で鳥獣対策に必要な知識を住民に普及啓発を進めるとともに、地域住民が主体的、自主的に緩衝帯の整備、追い払い活動が行えるような体制整備の確立を目指す。 |
| 令和9年度 | イノシシ シカ サル | 研修会や広報活動等で鳥獣対策に必要な知識を住民に普及啓発を進めるとともに、地域住民が主体的、自主的に緩衝帯の整備、追い払い活動が行えるような体制整備の確立を目指す。 |
| 令和10年度 | イノシシ シカ サル | 研修会や広報活動等で鳥獣対策に必要な知識を住民に普及啓発を進めるとともに、地域住民が主体的、自主的に緩衝帯の整備、追い払い活動が行えるような体制整備の確立を目指す。 |

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

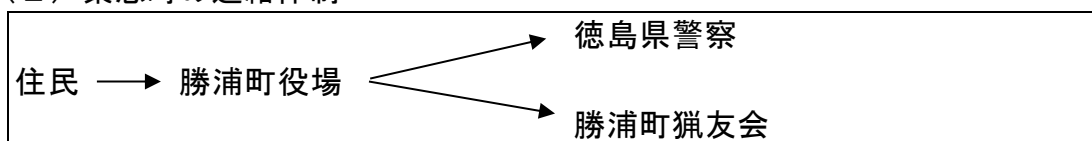
| 関係機関等の名称 | 役割 |
|----------|-------------------|
| 徳島県警察 | バリケードや通行制限の実施 |
| 勝浦町猟友会 | 猟銃又はわなによる捕獲活動の実施 |
| 勝浦町役場 | 警察や猟友会への連絡・住民への周知 |

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、自家消費または埋設により適切に処分を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--------------------------------------|------|
| 食品 | 該当なし |
| ペットフード | 該当なし |
| 皮革 | 該当なし |
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | 該当なし |

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 勝浦町有害鳥獣対策協議会 |
|----------------------|------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 徳島県鳥獣保護管理員 | 鳥獣保護観点からの意見 |
| 勝浦町猟友会 | 有害鳥獣捕獲業務 |
| 勝浦いきいきファーマーズ | 農業者の意見 |
| 勝浦町中山間地域等直接支払制度推進協議会 | 農業者の意見 |
| 東とくしま農業協同組合 | 農業従事者団体の意見及び普及指導 |
| 徳島中央森林組合 | 林業従事者団体の意見及び普及指導 |
| 徳島県東部農林水産局 | 森林環境専門家（アドバイザー） |
| 徳島農業支援センター | 農業技術専門家（アドバイザー） |
| 勝浦町役場 | 総合調整及び普及啓発（事務局） |

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---------------|----------|
| 獣害防止ネット製造販売業者 | 技術アドバイザー |
| 獣害防止電気柵製造販売業者 | 技術アドバイザー |
| 獣害防止金網製造販売業者 | 技術アドバイザー |
| その他の被害防止対策協議会 | 意見交換及び連携 |

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年度に設置。主として役場農業振興課職員で構成されており、町長から委嘱される。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町内における農林水産物の被害は深刻な状態に陥っている。
農家や猟友会の高齢化が進んでいるため、被害防止対策が困難な状態である。
そこで、農家や猟友会以外の住民にも被害防除の啓発活動を行い、地域ぐるみで被害防止に取り組む体制整備をする。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策は各個人の問題ではなく集落や町単位での問題と認識し、近隣市町村・他協議会とも情報交換を図りながら連携を図る。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。